

理事及び監事の報酬等の総額並びに監事の報酬等の支給の基準

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条及び第105条第1項並びに公益社団法人日本食肉協議会定款第30条に基づき、役員に報酬を支給すること及び理事の報酬等（役員報酬支出、退職給付引当資産取得支出、正副会長会議出席手当及び総会議長謝礼）の総額を毎年度4,000万円以内、監事の報酬等（役員報酬支出及び監事監査出席手当）の総額を毎年度70万円以内とすること及び監事の報酬等の支給の基準については、別紙の公益社団法人日本食肉協議会監事報酬等支給規程とし、同規程により報酬等を支給する。

ただし、この第6号議案の決議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から適用するものとする。